

陳 情 文 書 表

平 2 7 陳 情 第 1 7 号	平成 2 7 年 1 2 月 8 日 受 理
件 名	市職員による背信行為、不作為の行為、隠ぺい行為を調査し市長に懲戒処分の要請を求める陳情
陳 情 者	秦野市今泉 9 4 5 - 3 福島順一（峰の台臭気対策委員）
陳 情 の 要 旨	
<p>訴えの項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、平成 2 7 年 2 月 2 1 日 第 5 回 今 泉 地 区 の 臭 気 問 題 に 係 る 意 見 交 換 会 で の 録 音 の 中 断 と 議 事 録 の 不 実 記 載 2、平成 2 7 年 3 月 1 3 日 秦 野 市 長 宛 で 行 政 が 作 成 し た 文 書 に 組 合 長 の 個 人 印 捺 印 事 実 3、平成 2 7 年 4 月 1 3 日 提 出 の 第 6 回 意 見 交 換 会 の 不 履 行 （ 実 施 さ れ て い ない ） 4、平成 2 7 年 8 月 6 日 の 利 用 組 合 、 自 治 会 と の 意 見 交 換 会 で の 農 産 課 課 長 の 途 中 退 席 5、施設内堆肥の総量の不実記載と不作為な調査[8 / 8] 6、臭気調査の不作為、見逃しと臭気測定の不法な規制 <p>訴えの事実関係</p> <p>第 5 回 今 泉 地 区 の 臭 気 問 題 に 係 る 意 見 交 換 会 の 翌 々 日 に 議 事 録 と 録 音 の 公 開 請 求 を し 、 3 月 5 日 に 受 取 確 認 し ま し た 。 農 産 課 課 長 補 佐 に 録 音 の 中 断 原 因 を 求 め ま し た ら 、 故 障 、 電 池 切 な ど 曖 昧 な 回 答 に つ き 翌 6 日 に 文 書 法 制 課 立 会 で 検 証 さ せ て 頂 き ま し た [4 / 8] が 、 別 段 な 異 常 は 確 認 で き ま せ ん で し た 。 議 事 録 中 に 不 実 記 載 な ど 不 明 確 な 部 分 [2 ・ 3 / 8] が 多 々 あ り 、 録 音 の 中 断 も 含 め や り 直 し を お 願 い し 、 第 6 回 意 見 交 換 会 [7 / 8] の 要 望 を し ま し た 。</p> <p>農産課課長にまかせてほしいと言われ、受領印ももらえず、いまだ交換会が実行されず（8月6日の農産課課長が途中退席された意見交換会がそれに当たるのでしょうか）にいます。後日、分かったのですが（8月4日の公開請求通知書）、3月13日に市長あてに協議内容の報告[5 / 8]として、今泉堆肥利用組合長の個人印捺印で提出されています。（農産課課長は</p>	

役所がタイプで代筆し、押印いただいたと言っています) 最悪なのは、8月6日の利用組合・自治会との意見交換にて「敷地境界で臭気指数15以内は約束できないが、今以上に悪臭が発生した時は、施設を使用している者の変更も考えている」等々の意見が出されましたが、行政側が誰も居られずに解散しました。11月24日、環境産業部長に所管の副市長との面談を要望し、お約束をいただきましたがいまだにお会いし、本事項のお伝えができずにおります。

陳情事項

- 1 上記の訴えの内容を精査いただきたい。
- 2 秦野市長に懲戒処分の要請をしていただきたい。